

鹿児島工業高等専門学校研究推進・知的財産委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に研究推進・知的財産委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同研究、受託研究、受託試験等に関する事。
- (2) 科学研究費助成事業その他の競争的資金に関する事。
- (3) 校内研究助成に関する事。
- (4) 発明等の職務発明の審査、特許性及び市場性の評価並びに権利の帰属の予備的判断に関する事。
- (5) 発明等の権利化手続及び特許権等の再評価並びに権利維持等に関する事。
- (6) 研究成果の公表に関する事。
- (7) 所掌業務に係る内部質保証に関する事。
- (8) その他研究推進及び知的財産に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長補佐（研究主事・専攻科長）
- (2) 校長補佐（地域共同テクノセンター長）
- (3) 研究主事補のうち委員長が指名した者 1名
- (4) 地域共同テクノセンター副センター長
- (5) 学科から推薦された教員 各1名
- (6) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (7) 総務課長
- (8) 総務課企画室長
- (9) 技術長
- (10) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第3号、第5号、第6号及び第10号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長補佐（研究主事・専攻科長）をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 委員会に必要なに応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

2 委員長が必要と認めた場合は、学外の有識者に会議への出席並びに指導及び助言を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校発明委員会規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校研究促進委員会規則及び鹿児島工業高等専門学校研究報告編集専門委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 25 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 9 月 11 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。